

こ成母第 113 号  
令和 7 年 2 月 14 日

都道府県知事  
各 保健所設置市市長 殿  
特別区区长

こども家庭庁長官  
( 公 印 省 略 )

### 母子保健衛生費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、令和 5 年 6 月 30 日こ成母第 34 号本職通知「母子保健衛生費の国庫補助について」の別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 6 年 12 月 17 日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長(保健所設置市市長、特別区区长を除く。)に対する周知につき配慮願いたい。